

警察法の一部を改正する法律案（概要）

1 背景

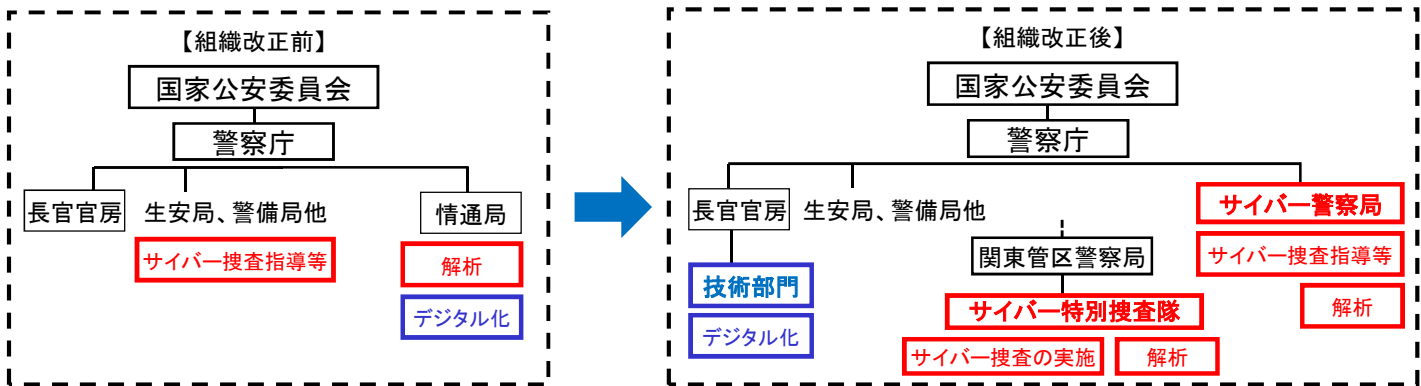
- ◆ サイバー空間は誰もが参加する公共空間に
- ◆ 世界中から直接攻撃を受ける
- ◆ コロナ禍はサイバー空間の脅威を増進
 - 高度な専門技術を有する集団による執ようなサイバー攻撃
 - 攻撃手法が常時拡散・高度化
 - サイバー対策における国際連携の重要性



2 改正の概要

① 警察庁の組織改正

- ◆ サイバー警察局の新設
 - ・ 捜査指導、解析、情報集約・分析、対策等を一元的に所掌
- ◆ 情報通信局の所掌事務を長官官房に移管
 - ・ 警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進



② 重大サイバー事案に対する対処能力の強化

- ◆ 国家公安委員会・警察庁が重大サイバー事案に対処するための事務を所掌
 - ◆ 重大サイバー事案に対処するための事務を関東管区警察局が分掌（全国管轄）
 - ・ サイバー特別捜査隊(※)が全国を管轄とし、重大サイバー事案の捜査（国際共同捜査を含む）を実施
- (※ サイバー特別捜査隊の関東管区警察局への設置は下位法令事項)

【重大サイバー事案】

- ① 国・地方公共団体の機関や重要インフラ等に重大な支障が生じる事案
- ② 対処に高度な技術を要する事案（マルウェア事案等）
- ③ 海外からのサイバー攻撃集団による攻撃